

上越市告示第 299 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、当市の字の区域を別紙のとおり変更する。

なお、上の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和 8 年 7 月 7 日

上越市長 小 菅 淳 一

別紙（変更調書）

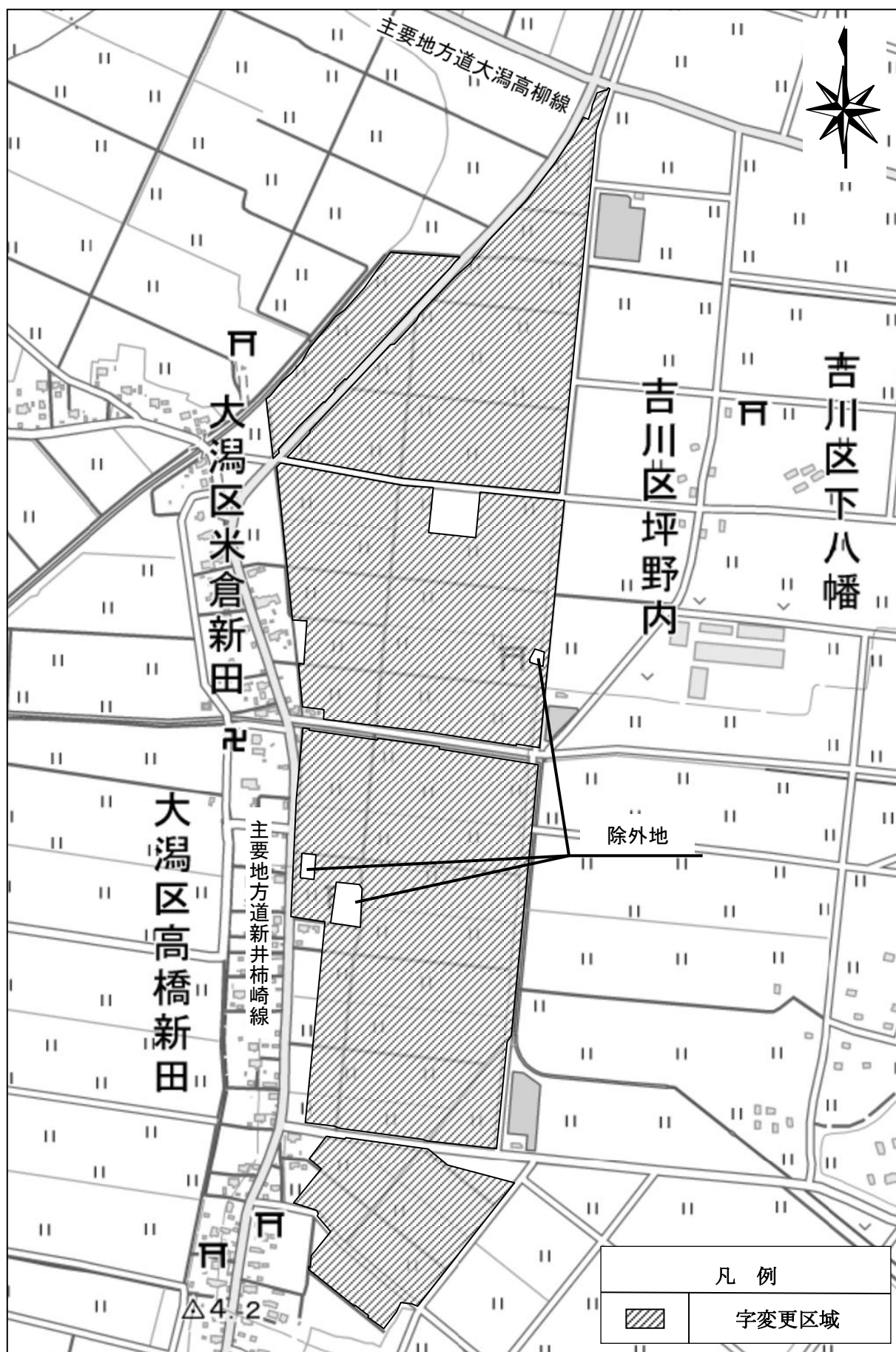
変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
吉川区 下八幡	内 切	59の1、60の1、62、63の1から63の3まで、 64の1から64の3まで、65、66の1、68の1、 69の1、69の2、70、71の1、71の2、72	吉川区 坪野内	
	草刈場	1の1、1の3、3の1、3の3、4の1、4の4、 5の1、5の3、6の1、6の2、6の5、6の6、 7の1、7の3、8の1、8の3、9の1、9の3、 10の1、10の3、11の1、12の1、13の1、 13の3、14の1、14の3、15の1、15の3、 16の1		
	北穴田	73、73の1、74から78まで、79の1、80の1、 81の1、82の1、83の1、84から92まで、 92の1		
	南穴田	93、93の1、94から103まで、104の1、 105の1、106の1、107の1、108の1、 109から121まで、121の1		
	新高入	122の1、122の4、123の1、124の1、 125の1、126の1、127の1、128の1、 129の1、129の2、130の1、130の2、 131の1、131の2、132の1、133の1、 134の1、135の1、136の1、137の1、 138の1、139の1、140の1、141の1、 142の1、143の1、144の1、145の1、 146の1、147の1、151の1、152の1、 153の1、154の1、157の1、157の3		
吉川区 坪野内	下谷内	41の1、41の3、42の1、43の1、44の1、 45の1、46の1、47の1、48の1、49の1、 50の1、51から59まで、 60の1から60の10まで、61、61の1、 62から70まで、71の1、71の2、 72から93まで、93の1		
大湊区 高 橋 新 田	下谷内	415の1、415の2、416の1、417の1、 418の1、421の1、421の2、422の2、 423の1、423の2、424の1、424の2、 425の1、425の2、426の1、426の2、 427の1から427の3まで		
大湊区米倉新田字午高入173の1、173の2、174の1、175の1、 175の2の地先の水路である公有地の全部				
吉川区 坪野内	上谷内	1、1の1、2から20まで、20の1、21、21の1、 22から34まで、35の1、36の1、37の1、 38の1、39の1、40の1、40の3	大湊区 東 湊	東 割

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
吉川区 西野島		4 3 1 5 から 4 3 1 7 まで、4 7 5 5	大湊区 東 湊	東 割
大湊区 高 橋 新 田	東谷内	3 0 4 の 1、3 0 5 の 1、3 0 6 の 1、3 0 7 の 1、 3 1 0 の 1、3 1 1 の 1、3 1 2 の 1、3 1 3 の 1、 3 1 9 から 3 2 1 まで、3 2 4 から 3 4 3 まで、 3 5 4 から 3 6 7 まで、3 9 5 の 1、3 9 5 の 2、 3 9 6 から 4 0 0 まで、4 0 1 の 2、4 0 2 の 1、 4 0 2 の 2、4 0 3 から 4 0 8 まで、 4 0 9 の 1 から 4 0 9 の 3 まで、4 1 0 の 1、4 1 1 の 1、 4 1 1 の 2、4 1 2 の 1、4 1 3 の 1、4 1 4 の 1		
	堀 田	2 4 4、2 4 5、2 4 6 の 1、2 4 6 の 2、2 4 7 の 1、 2 4 7 の 2、2 4 8 の 1、2 4 8 の 2、2 4 9、 2 5 3 から 2 5 6 まで、2 5 7 の 1、2 5 7 の 2、 2 5 8 から 2 7 1 まで、2 7 5、2 7 6 の 1、2 8 2 の 1、 2 8 6 の 2、2 8 7 の 1、2 8 8 から 2 9 0 まで、 2 9 6 から 2 9 8 まで、3 0 0 から 3 0 2 まで		
大湊区高橋新田字東谷内 3 9 5 の 2、4 0 1 の 2、4 0 2 の 2、4 0 9 の 2、 4 0 9 の 3、4 1 0 の 1、4 1 1 の 1、4 1 1 の 2 の地先の水路である大湊区 高橋新田字南舟入の公有地の全部				

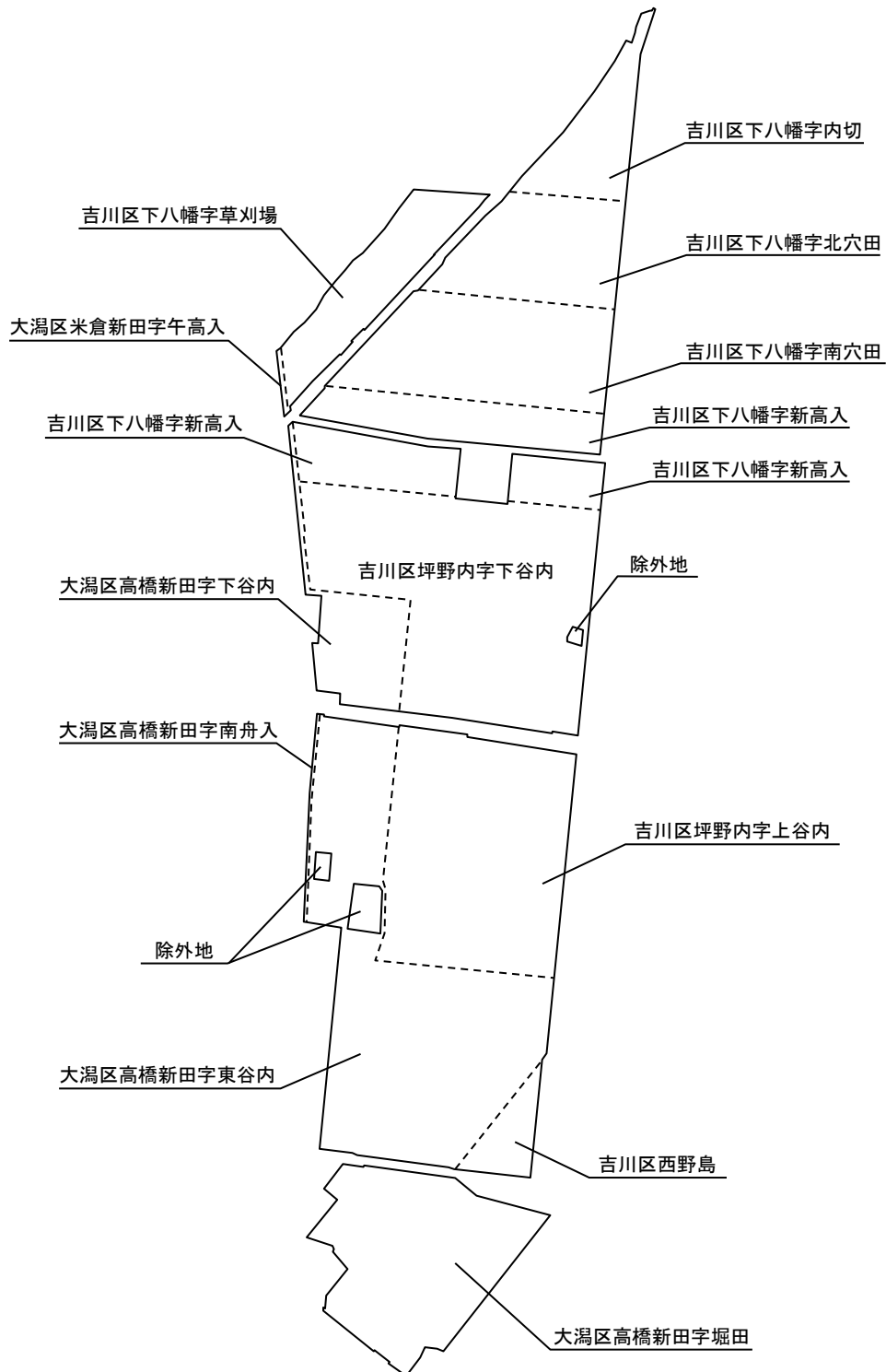
及び当該変更に伴う公有地を含む。

上記地番は、令和 7 年 1 0 月 8 日現在の登記簿による。

県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）「東潟地区」
位置図



県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）「東潟地区」
字の区域図（変更前）



県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）「東潟地区」
字の区域図（変更後）

